

ペットフードの表示に関する 公正競争規約

平成 17 年 12 月 15 日
公正取引委員会告示第 25 号

(目的)

第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、ペットフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。

(表示の基本)

第 2 条 事業者は、前条の目的を達成するため、自己が流通に供するペットフードの品質・性能に関して、適正な表示を通じて一般消費者に正しく、かつ、十分に説明し、その正しい選択と安定した使用が確保されるよう努めなければならない。

(定義)

第 3 条 この規約において「ペットフード」とは、穀類、デンプン類、糟糠類、糖類、油脂類、種実類、豆類、魚介類、肉類、卵類、野菜類、乳類、果実類、きのこ類、藻類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他の添加物等を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使用して製造したもの、又は天日干し等簡易な方法により製造したもので、犬の飲食に供するもの（以下「ドッグフード」という。）又は猫の飲食に供するもの（以下「キャットフード」という。）をいう。

2 この規約において「事業者」とは、ペットフードを製造又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。

3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 2 項に指定するものであって、ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。

(必要な表示事項)

第4条 事業者は、小売用の容器に入れられ又は包装を施されたペットフードを製造又は販売する場合には、その容器又は包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。

- (1) ドッグフード又はキャットフードである旨
- (2) ペットフードの目的（総合栄養食、間食、その他の目的食の別）
- (3) 内容量
- (4) 給与方法
- (5) 賞味期限又は製造年月
- (6) 成分
- (7) 原材料名
- (8) 原産国名
- (9) 事業者の氏名又は名称及び住所

(総合栄養食の表示基準)

第5条 この規約において「総合栄養食」とは、ペットフードのうち、犬又は猫に毎日の主要な食事として給与することを目的とし、当該ペットフードと水だけで指定された成長段階における健康を維持できるような栄養的にバランスのとれた製品であって、施行規則に定める栄養成分等の基準を満たすものをいう。

- 2 事業者は、前条第2号の規定によりペットフードの目的として、「総合栄養食」を表す旨の表示をする場合には、当該ペットフードが適用される犬又は猫の成長段階を施行規則に定める基準に従い併記しなければならない。
- 3 事業者は、このほか、「総合栄養食」である旨の表示をする場合には、施行規則に定める事項を表示するものとする。

(特定事項の表示基準)

第6条 事業者は「ビーフ」、「チキン」、「まぐろ」等特定の原材料をペットフードの内容量の5パーセント以上使用している場合でなければ、当該ペットフードの商品名、絵、写真、説明文等に当該原材料を使用している旨の表示をしてはならない。

(その他の表示事項等)

第7条 ペットフード公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため、必要又は適当と認められる場合には、第4条から第6条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第8条 事業者は、ペットフードの取引に関し、次の号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) ペットフードでないものがペットフードであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 客観的根拠に基づかない、特選、特級等の表示
- (3) 他の事業者又はその製品を中傷し、又は誹謗する表示
- (4) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (5) ペットフードの成分、原材料又は製造方法について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示
- (6) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示
- (7) 内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて著しく過大な容器包装を用いること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(ペットフード公正取引協議会の設置)

第9条 この規約及びペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を適正に施行するため、ペットフード公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

(公正取引協議会の事業)

第10条 公正取引協議会は次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること
- (6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること
- (8) その他この規約の施行に関すること

(違反に対する調査)

第11条 公正取引協議会は、第4条、第5条、第6条又は第8条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。

- 2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は、公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを公正取引協議会に対して求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して、調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第12条 公正取引協議会は、第4条、第5条、第6条又は第8条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第13条 公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から30日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいてさらに審理を行い、それに

基づいて措置の決定を行うものとする。

- 4 公正取引協議会は、前2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第14条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、平成18年1月4日から施行する。

ペットフードの表示に関する 公正競争規約施行規則

平成 19 年 6 月 20 日
公正取引委員会承認

(定義)

第 1 条 規約第 3 条第 2 項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、ペットフードの製造を他に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。

2 規約第 3 条第 3 項に規定する「施行規則に定めるもの」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、カタログ、POP その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

(容器又は包装)

第 2 条 規約第 4 条のペットフードの容器又は包装とは、缶、ビン、袋、箱等一般消費者に販売する最終単位の容器又は包装をいう。

(必要な表示事項の表示基準)

第 3 条 規約第 4 条に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。

- (1) ドッグフード又はキャットフードである旨
ドッグフードについては「ドッグフード」と、キャットフードについては

「キャットフード」とそれぞれ表示する。

(2) ペットフードの目的の表示

ペットフードの目的の表示は、次に定める基準に従い、「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」のいずれかとする。

総合栄養食……規約第5条第1項に定める「栄養成分等の基準」を満足するペットフードについて表示できることとし、同条第2項の規定により、当該ペットフードが総合栄養食として適用される成長段階を併記するものとする。成長段階は、栄養要求量の高い順に、次のとおりとする。

①「妊娠期/授乳期」

②「幼犬期・幼猫期/成長期又はグロース」

③「成犬期・成猫期/維持期又はメンテナンス」

このほか、これら3段階の全てを満たすものとしては「全成長段階又はオールステージ」とすることができる。

間食……おやつ、スナック、又は褒美として時を選ばず、限られた量を与えられることが意図されているペットフード

なお、間食の表示に替えて、おやつ、スナック、その他これらに類似する表示にすることができる。

その他の目的食……特定の栄養を調整する又はカロリーを補給する、あるいは嗜好増進等の目的を満たすペットフードであって、給与方法に記載された他のペットフード又は食材とともに与えられることを意図されたもの、あるいは食事療法を目的としたもの。

なお、表示は、栄養補完食、カロリー補給食、副食、あるいは特別療法食及びその他これらに類似する表示にすることができる。ただし、「総合栄養食」と紛らわしい表示・表現は行ってはならないものとする。

(3) 内容量の表示

内容量の表示は、グラム（又はg）又はキログラム（又はkg）、若しくはミリリットル（又はml）又はリットル（又はℓ）の単位で、単位を明記して正味量（NET）で記載するものとする。なお、内容量の許容誤差限度の表示は、計量法に準ずる。

ただし、間食にあっては、個（コ、ケ）、本、その他これに類する単位で、単位を明記して記載することができるものとする。

(4) 給与方法の表示

給与方法の表示は、次の事項を記載するものとする。

総合栄養食……ペットの成長段階、体重、給与回数及び給与量

間食……必要とされる栄養、栄養バランスに支障を与えないための給与回数及び給与限度量

その他の目的食……一日に必要な栄養又はカロリーを満たすために同時に与える主食となるべきペットフード又は食材の名称、給与の仕方及び給与量。
若しくは食事療法のために指定された給与方法及び給与量

(5) 賞味期限又は製造年月表示

賞味期限又は製造年月の表示は、その旨の表示とともに、アラビア数字で記載するものとする。ただし、缶詰の場合は、『食品衛生法施行規則』（最終改正・平成10年3月26日厚生省令第30号）第5条第3項の規定に準じて記載することができるものとする。

なお、賞味期限とは、当該ペットフードが未開封のまま指示された保存状態に置かれた場合に、製品の栄養及び食味を保証し得る期間として、個々の製造者により設定される期限（前項の例に従い年月をもって表示）を意味するものとする。

ただし、製造者により設定される期間は、3年を超えないものとする。また、製造年月のみ表示する場合には、その旨の表示と賞味期限までの期間を明記する。

(6) 成分の表示

成分の表示は、重量百分比とし、次のとおり記載するものとする。

粗たん白質……	%以上
粗脂肪……	%以上
粗繊維……	%以下
粗灰分……	%以下
水分……	%以下

上記成分の分析方法は、農林水産省畜産局長の定める「飼料分析基準」（平成7年11月15日付7畜B第1660号）又はそれに準ずる国際的検査基準による。

ただし、粗脂肪については、酸分解処理が必要なペットフードではこれらの基準の酸分解抽出法による。

(7) 原材料名の表示

原材料名の表示は、使用量の多い順に、次の事項を記載するものとする。

原料（添加物を除く）…別項ウ(1)を表示例として、主な原料を穀類・でん粉類等分類の名称又はとうもろこし・コーンスターチ等個別の名称で記載するものとする。

添加物…別項ウ(2)を表示例として、ペットフードの製造に使用した添加物の個別の名称を記載するものとする。なお、添加物を甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤及び発色剤の目的で使用する場合は、用途名も併記するものとする。

(8) 原産国名の表示

原産国名については、輸入品にあつては、原産国名を表示する。また、国産品については、原産国名表示を省略することができる。また、「国産」又は「事業者名及び事業所あるいは製造所の所在地名」で表示することができる。ここでいう原産国とは、最終加工工程を完了した国をいう。ただし、次に掲げる行為は、これに該当しないものとする。

- ア 商品にラベルを付けその他の表示をすること
- イ 商品を容器に詰め又は包装をすること
- ウ 商品を単に詰合せ又は組合せること

(9) 事業者の氏名又は名称及び住所

事業者の氏名又は名称及び住所の表示は、「製造者」、「販売者」、「輸入者」その他これに類する表示により事業者の種類を明示した上、これらの表示の次に記載するものとする。

2 前項に規定する事項は、次の基準に基づき表示する。

- (1) 表示に用いる文字は、日本工業規格 28305 (1962) (以下「JIS28305」という。)に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
- (2) 内容量 500 グラム以下の小型容器にあつては、JIS28305 に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの活字で表示できるものとする。
- (3) 外部から見にくい場所、例えば、セロハン、ポリ袋の内側やつなぎの部分等外部から読みにくくなっている表示は、規約第 4 条に規定する「明りょう」な表示とは認められない。

(総合栄養食の表示)

第 4 条 規約第 5 条第 2 項に規定する「施行規則に定める栄養成分等の基準」は、次のいずれかとする。

- (1) 最終製品について、別項アに規定する方法によって行った分析試験の結果が、別項アに規定する栄養基準に合致すること。
- (2) 別項イに規定する成長段階の給与試験の結果が、それぞれの評価基準に合致すること。

2 前項にいう栄養基準又は評価基準は、国際的に認められた動物栄養に関する機関のもので、最終製品中での栄養成分の有用性及び消化吸収の双方を考慮しているものとする。なお、これらの基準に代わるものとして公正取引協議会が適切と判断した場合には、速やかに新たな基準を採用するものとする。

3 「総合栄養食」を表す旨の表示をする場合には、次に定める表示又はこれと同等と認められる表示を行うものとする。

(1) 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める分析試験の結果、総合栄養食の基準を満たすことが証明されています。」

(2) 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、総合栄養食であることが証明されています。」

4 「総合栄養食」を表す旨の表示をする事業者は、表示の根拠となる分析試験又は給与試験の結果を責任をもって保管し、試験の内容（方法、実施機関及び実施時期）及び試験結果の保管場所を別項エの様式により公正取引協議会に報告するものとする。

5 第1項の基準を満たす「総合栄養食」につき、原材料の利用可能性、風味の変更等の理由により、処方を変更する場合には、処方変更後の製品が、以下の条件を満たしている場合に限り、引き続き「総合栄養食」として扱うことができるものとする。

ア 変更前の製品とタイプが同一であること

イ 変更前の製品と総合栄養食として適用される成長段階が同一であること、又はそれより栄養要求量の低い成長段階であること

ウ 変更前の製品に使われたものと原材料が同類であること、かつ、その製品が栄養及び消化吸収性において同等のものであること

エ 変更前の製品と主要栄養素（粗たんぱく質、リジン、メチオニン、粗脂肪、リノール酸、カルシウム、リン、亜鉛、ビタミンA、ビタミンB₂、キャットフードの場合はこれらに加えてタウリン）の分析値レベルが、同等であること

（不当表示の禁止）

第5条 規約第8条第5号に掲げる不当表示には客観的根拠に基づかない「無添加食品」、「自然食品」等の表示が含まれる。

（賞を受けた時期の表示）

第6条 規約第8条第6号に規定する賞を受けた旨を表示する場合にあっては、それを受けた時期及び授賞者の氏名又は名称を記載するものとする。

附 則

1 この施行規則の変更は、公正取引委員会の承認のあった日から施行する。

2 この施行規則の施行の日から18か月以内に販売されるペットフードの表示に関しては、なお従前の例によることができる。

3 この施行規則の変更の施行前に事業者が行った表示についてはなお従前の例によることができる。

別 項

別項ア

(1-1) ドッグフードの分析方法

平成 17 年 4 月 1 日改訂

	栄 養 素	分 析 方 法
	水分	飼料分析基準
	粗たんぱく質	飼料分析基準
	粗脂肪	飼料分析基準
	粗繊維	飼料分析基準
	粗灰分	飼料分析基準
	アルギニン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	ヒスチジン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	イソロイシン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	ロイシン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	リジン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	メチオニン+シスチン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	フェニルアラニン+チロシン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	トレオニン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	トリプトファン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	バリン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	リノール酸	ガスクロマトグラフ法
ミ	カルシウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	リン	飼料分析基準 (吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	カリウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)
	ナトリウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)
ネ	塩素	飼料分析基準 (キャピラリー電気泳動法)、イオンクロマトグラフ法も可
	マグネシウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	鉄	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	銅	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
ラ	マンガン	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	亜鉛	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
ル	ヨウ素	ガスクロマトグラフ法
	セレン	飼料分析基準 (蛍光光度法)
ビ タ ミ ン 類 ・ そ の 他	ビタミン A	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	ビタミン D	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	トコフェロール (ビタミン E)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	チアミン (ビタミン B ₁)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	リボフラビン (ビタミン B ₂)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	パントテン酸	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
	ナイアシン	飼料分析基準 (吸光光度法)、微生物定量法も可
	ピリドキシン (ビタミン B ₆)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
	葉酸	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
	ビタミン B ₁₂	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
コリン	飼料分析基準 (吸光光度法)	

飼料分析基準等の他に AOAC 法による分析を認める。

分析に際しては、原理が同一であれば、途中の操作等に多少の変更が認められる。

ビタミン類は、飼料分析基準ではプレミックスでの分析基準しかなく、他の微生物定量法等を認める。

(1-2) ドッグフードの栄養基準【1997 AAFCO】

成長段階		幼犬期/成長期 又はグロース 妊娠期/授乳期	成犬期/維持期 又は メンテナンス		
栄養素	単位 (乾物当たり)	最小値	最小値	最大値	
粗たん白質	%	22.0	18.0		
アルギニン	%	0.62	0.51		
ヒスチジン	%	0.22	0.18		
イソロイシン	%	0.45	0.37		
ロイシン	%	0.72	0.59		
リジン	%	0.77	0.63		
メチオニン+シスチン	%	0.53	0.43		
フェニルアラニン+チロシン	%	0.89	0.73		
トレオニン	%	0.58	0.48		
トリプトファン	%	0.20	0.16		
バリン	%	0.48	0.39		
粗脂肪	%	8.0	5.0		
リノール酸	%	1.0	1.0		
ミ	カルシウム	%	1.0	0.6	2.5
	リン	%	0.8	0.5	1.6
	カルシウム：リンの割合		1：1	1：1	2：1
ネ	カリウム	%	0.6	0.6	
	ナトリウム	%	0.3	0.06	
	塩素	%	0.45	0.09	
ラ	マグネシウム	%	0.04	0.04	0.3
	鉄	mg/kg	80	80	3000
	銅	mg/kg	7.3	7.3	250
	マンガン	mg/kg	5.0	5.0	
	亜鉛	mg/kg	120	120	1000
	ヨウ素	mg/kg	1.5	1.5	50
	セレン	mg/kg	0.11	0.11	2
ビタミン類 ・ その他	ビタミン A	IU/kg	5000	5000	250000
	ビタミン D	IU/kg	500	500	5000
	トコフェロール (ビタミン E)	IU/kg	50	50	1000
	チアミン (ビタミン B ₁)	mg/kg	1.0	1.0	
	リボフラビン (ビタミン B ₂)	mg/kg	2.2	2.2	
	パントテン酸	mg/kg	10	10	
	ナイアシン	mg/kg	11.4	11.4	
	ピリドキシン (ビタミン B ₆)	mg/kg	1.0	1.0	
	葉酸	mg/kg	0.18	0.18	
	ビタミン B ₁₂	mg/kg	0.022	0.022	
コリン	mg/kg	1200	1200		

(注) 「全成長段階又はオールステージ」は、上記成長段階において全ての基準を満たすこと。
 [2007 AAFCO] もこの栄養基準から変更なし。

(2-1) キャットフードの分析方法

平成 17 年 4 月 1 日改訂

	栄 養 素	分 析 方 法
	水分	飼料分析基準
	粗たんぱく質	飼料分析基準
	粗脂肪	飼料分析基準
	粗繊維	飼料分析基準
	粗灰分	飼料分析基準
	アルギニン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	ヒスチジン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	イソロイシン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	ロイシン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	リジン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	メチオニン+シスチン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	メチオニン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	フェニルアラニン+チロシン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	フェニルアラニン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	トレオニン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	トリプトファン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	バリン	飼料分析基準 (液体クロマトグラフ法)
	リノール酸	ガスクロマトグラフ法
	アラキドン酸	ガスクロマトグラフ法
ミ	カルシウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	リン	飼料分析基準 (吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
ネ	カリウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)
	ナトリウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)
ラ	塩素	飼料分析基準 (キャピラリー電気泳動法)、イオンクロマトグラフ法も可
	マグネシウム	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
ル	鉄	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	銅	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
ミ	マンガン	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
	亜鉛	飼料分析基準 (原子吸光光度法)、ICP 発光分析法も可
ソ	ヨウ素	ガスクロマトグラフ法
	セレン	飼料分析基準 (蛍光光度法)
タ	ビタミン A	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	ビタミン D	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
ミ	トコフェロール (ビタミン E)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	ビタミン K	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
ン	チアミン (ビタミン B ₁)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
	リボフラビン (ビタミン B ₂)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)
類	パントテン酸	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
	ナイアシン	飼料分析基準 (吸光光度法)、微生物定量法も可
・	ピリドキシン (ビタミン B ₆)	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
	葉酸	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
の	ビオチン	飼料分析基準 (微生物定量法)
	ビタミン B ₁₂	飼料分析基準 (高速液体クロマトグラフ法)、微生物定量法も可
他	コリン	飼料分析基準 (吸光光度法)
	タウリン	液体クロマトグラフ法

飼料分析基準等の他に AOAC 法による分析を認める。

分析に際しては、原理が同一であれば、途中の操作等に多少の変更が認められる。

ビタミン類は、飼料分析基準ではプレミックスでの分析基準しかなく、他の微生物定量法等を認める。

(2-2) キャットフードの栄養基準【1997 AAFCO】

成長段階		幼猫期/成長期 又はグロース 妊娠期/授乳期	成猫期/維持期 又は メンテナンス		
栄養素	単位 (乾物当たり)	最小値	最小値	最大値	
粗たん白質	%	30.0	26.0		
アルギニン	%	1.25	1.04		
ヒスチジン	%	0.31	0.31		
イソロイシン	%	0.52	0.52		
ロイシン	%	1.25	1.25		
リジン	%	1.20	0.83		
メチオニン+シスチン	%	1.10	1.10		
メチオニン	%	0.62	0.62	1.5	
フェニルアラニン+チロシン	%	0.88	0.88		
フェニルアラニン	%	0.42	0.42		
トレオニン	%	0.73	0.73		
トリプトファン	%	0.25	0.16		
バリン	%	0.62	0.62		
粗脂肪	%	9.0	9.0		
リノール酸	%	0.5	0.5		
アラキドン酸	%	0.02	0.02		
ミ	カルシウム	%	1.0	0.6	
	リン	%	0.8	0.5	
	カリウム	%	0.6	0.6	
	ナトリウム	%	0.2	0.2	
ネ	塩素	%	0.3	0.3	
	マグネシウム	%	0.08	0.04	
	鉄	mg/kg	80	80	
	銅 (エクストルーダー加工)	mg/kg	15	5	
ラ	銅 (ウエット)	mg/kg	5	5	
	マンガン	mg/kg	7.5	7.5	
	亜鉛	mg/kg	75	75	2000
ル	ヨウ素	mg/kg	0.35	0.35	
	セレン	mg/kg	0.1	0.1	
ビ	ビタミン A	IU/kg	9000	5000	750000
	ビタミン D	IU/kg	750	500	10000
タ	トコフェロール (ビタミン E)	IU/kg	30	30	
	ビタミン K	mg/kg	0.1	0.1	
ミ	チアミン (ビタミン B ₁)	mg/kg	5.0	5.0	
	リボフラビン (ビタミン B ₂)	mg/kg	4.0	4.0	
	パントテン酸	mg/kg	5.0	5.0	
ン	ナイアシン	mg/kg	60	60	
	ピリドキシン (ビタミン B ₆)	mg/kg	4.0	4.0	
・	葉酸	mg/kg	0.8	0.8	
そ	ビオチン	mg/kg	0.07	0.07	
	ビタミン B ₁₂	mg/kg	0.02	0.02	
の	コリン	mg/kg	2400	2400	
	タウリン (エクストルーダー加工)	%	0.10	0.10	
他	タウリン (ウエット)	%	0.20	0.20	

(注)「全成長段階又はオールステージ」は、上記成長段階において全ての基準を満たすこと。
〔2007 AAFCO〕もこの栄養基準から変更なし。

参考

分析試料の調整法

分析試料は、次により調整し、気密容器に貯蔵しておくものとする。なお、分析試料の調整に当たっては操作を迅速に行い、試料が含有する水分の増減および試料の化学変化が生じないように留意するものとする。

- (1) 試料が乾燥している場合には、試料を粉碎して1 mm の網ふるいを通して、よく混合する。
- (2) 試料が湿潤な場合には、試料を混合した後、200 g 以上の必要量をとってその重さを量り、60℃ 以下で予備乾燥し、再び重さを量った後、(1)の方法により試料を調整し、その分析値を原試料の含量に換算する。なお試料が200 g 以下の場合には、その全量を分析に供する（飼料分析基準に準じる。）。
- (3) サンプルの偏りによる分析値の変動が起きないように、その試料の代表値が得られるよう、試料を十分採取し、均一混合、縮分して分析に供する。

別項イ

給与試験プロトコール(試験要領)

1. 要 約

ここに示すプロトコールは、ペットフード公正取引協議会が「総合栄養食」表示のために定める給与試験方法であり、その内容は AAFCO (米国飼料検査官協会) 1998 年版に準拠したものである。犬、猫用フードの栄養的充足性を定められた給与試験により実証することで「総合栄養食」表示に関する条項を満足させようとするものである。

給与試験プロトコールの構成は次のようである。

- (1) ドッグフードが「総合栄養食」であることを証明するためのプロトコール
 - [A] 成犬期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール
 - [B] 幼犬期/成長期又はグロース用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール
 - [C] 妊娠期/授乳期用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール
- (2) キャットフードが「総合栄養食」であることを証明するためのプロトコール
 - [A] 成猫期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール
 - [B] 幼猫期/成長期又はグロース用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール
 - [C] 妊娠期/授乳期用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール

いかなるプロトコールにあっても、定められた試験期間中は、供試フードが唯一の栄養源であって、供試犬・猫は、他の栄養源に近づかないようにして飼育されなければならない。

プロトコール	試験期間	供試犬又は猫
成犬期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」	26週間	1歳、8頭
幼犬期/成長期又はグロース用「総合栄養食」	10週間	離乳子犬、8週令以内 3腹 8頭
妊娠期/授乳期用「総合栄養食」	子犬が4週令まで	第2発情期(1歳以上) 8頭
全成長段階又はオールステージ用「総合栄養食」は、上記成長段階の全ての給与試験の評価に合致すること。		
成猫期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」	26週間	1歳、8頭
幼猫期/成長期又はグロース用「総合栄養食」	10週間	離乳子猫、9週令以内 3腹 8頭
妊娠期/授乳期用「総合栄養食」	子猫が6週令まで	第2発情期(1歳以上) 8頭
全成長段階又はオールステージ用「総合栄養食」は、上記成長段階の全ての給与試験の評価に合致すること。		

【測定事項】

- ①犬：毎日のフード摂取量、毎週の体重、身体検査（開始、終了時）、終了時に血液検査（ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルカリフォスファターゼ、血清アルブミン）
- ②猫：毎日のフード摂取量、毎週の体重、身体検査（開始、終了時）、終了時に血液検査（ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルカリフォスファターゼ、血清アルブミン、血液中タウリン）

2. ドッグフードが「総合栄養食」であることを証明するためのプロトコール

栄養が十分なものであるということを証明するための必要最小限の試験は、妊娠/乳汁分泌及び発育のプロトコールを用いて行う。これらのプロトコールは、連続して用いなければならない。

従って、栄養的に完全であると記載しようとする製造業者は、発育試験を妊娠/乳汁分泌プロトコールを行った母犬から生まれた、一腹の子犬を使用して実施しなくてはならない。子犬の選択は、妊娠/乳汁分泌プロトコールで、適しているとされた一腹の子犬から、適切な統計的基準で、性分布が等しくなるようにすることが望ましい。

【A】 成犬期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール

- (1) 供試犬 最小限8頭の犬を用いる。少なくとも1歳以上であり、試験開始時の体重が適正であること。妊娠・授乳中の雌犬は除く。
- (2) 試験期間 この試験は、26週間続けること。
- (3) 給餌 製造バッチが異なっても同一処方フードを与えること。水を除いて、試験用フードが唯一の栄養源でなければならない。自由摂取又はエネルギー要求に基づいて給餌する。給餌の中断はその旨を明らかにしておくこと。給餌の中断は試験を無効にすることもあり得る。
- (4) 測定項目
 - ①毎日のフード摂取量を測定し記録する。
 - ②体重を、試験開始時、毎週、試験終了時に測定し記録する。
 - ③ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルカリフォスファターゼ、血清アルブミンを試験終了時に測定し記録する。
 - ④供試犬の身体検査を試験開始時と終了時に行う。各犬は健康と評価されなければならない。身体、被毛の状態、コメントを記録す

ること。

⑤使用した医薬品を記録し、使用理由も記録すること。

⑥供試犬数の 25% を超えない範囲で、非栄養的理由、フード低摂取の理由で試験から除くことができる。理由は記録する。フード低摂取の理由で除くことができるのは、試験開始 2 週間までとする。除去するまでのデータは、最終評価には含ませないが、保存すること。

⑦試験期間中に死亡した犬は剖検し、記録する。

(5) 評価 ①供試犬が栄養欠乏又は過剰の臨床的あるいは病理的症状を示した場合は試験不合格である。

②非栄養的理由又はフード低摂取の理由で除いた犬以外の供試犬については、試験は成功のうちに終了しなければならない。

③供試犬個体毎にみて、試験終了時の体重が開始時体重の 15% 以上減少してはならない。平均体重は開始時に比較して終了時 10% 以上減少してはならない。

④試験終了時の平均ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルブミンの値は、次の値を下回らないこと。

ヘモグロビン : 14.0 g/dl (個体として 12 g/dl)

ヘマトクリット: 42% (" 36%)

アルブミン : 2.8 g/dl (" 2.4 g/dl)

⑤試験終了時の血清アルカリフォスファターゼ値が、平均 150 IU/L (個体として 300 IU/L) 以下であること。

(6) プロトコールの選択

成犬期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」を証明するプロトコールの代わりに、発育試験又は妊娠・授乳試験のプロトコールを用いることもできる。

【B】 幼犬期/成長期又はグロース用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール

- (1) 供試犬 3腹から生まれた少なくとも8頭の子犬を用いる。
子犬は8週令以内でかつ離乳していること。
試験開始時には子犬は獣医による健康診断に合格していること。
試験に当たっては雌雄同数が望ましいが、難しければ適当な修正を加える。対象となる子犬の発育平均を求めるには最少30頭の子犬の成績が必要である。対照区を設定する場合は最少8頭の子犬を用いる。この時、試験区と雌雄同率とする。血統の分布は同一であること。
- (2) 試験期間 試験は最短10週間行うこと。
- (3) 給餌 製造バッチが異なっても同一処方フードを与えること。水を除いて、試験用フードが唯一の栄養源であること。自由摂取又はエネルギー要求量に基づいて給餌する。給餌の中断はその旨を明らかにしておくこと。給餌の中断は試験を無効とすることもあり得る。
- (4) 測定項目
 - ① 毎日のフード摂取量を測定し記録する。
 - ② 体重を、試験開始時、毎週、試験終了時に測定し記録する。
 - ③ ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルブミンを試験終了時に測定し記録する。
 - ④ 獣医による子犬の健康診断を試験開始時と終了時に行う。子犬の健康状態、身体、被毛の状態を評価し、コメントを記録する。
 - ⑤ 使用した医薬品は記録し、使用理由も記録する。
 - ⑥ 供試犬数の25%を超えない範囲で、非栄養的理由、フード低摂取の理由で除くことができる。理由は記録する。フード低摂取の理由で除くことができるのは、試験開始2週間までとする。除去するまでのデータは、最終評価には含まないが、保存すること。
 - ⑦ 試験期間中に死亡した子犬は剖検し、記録する。
- (5) 評価
 - ① 供試子犬は栄養欠乏又は過剰の臨床あるいは病理的理由症状を示した場合は試験不合格である。
 - ② 非栄養的理由又はフード低摂取の理由で除いた子犬以外の供試子犬については、試験を成功のうちに終了しなければならない。
 - ③ 子犬の平均体重増加は次の値より少なくないこと。
 - A. これまでに集積された供試犬種の子犬の体重増加の平均値の75%以上の発育をしていること。
 - B. これまでに集積された供試犬種の子犬体重の標準誤差の2.33倍の値以上のマイナスの開きがないこと。

④試験終了時の平均ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルブミンの値は次の値を下回らないこと。

ヘモグロビン : 11.0 g/dℓ (個体として 9 g/dℓ)

ヘマトクリット : 33% (" 27%)

アルブミン : 2.6 g/dℓ (" 2.2 g/dℓ)

【C】 妊娠・授乳期用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール

- (1) 供試犬 ①最小限8頭の妊娠雌犬を試験用に確保するため、試験前に十分な数の雌犬を準備する。
- ②雌犬は少なくとも、第2発情期にありかつ1歳令以上であること。
- ③供試犬は獣医による健康診断に合格していること。
- ④犬のサイズや品種は特定しないが、雌犬と雄犬の品種は同一であること。
- ⑤評価のための標準値を求めるには、最少30頭の雌犬が必要であるが、対照区を設ける場合は最少8頭の雌犬を用いる。品種の分布は試験区と同一であること。
- 一腹の子犬頭数が多い場合は、一腹の子犬の数を下記の数にまで試験から減らすことができる。除いた子犬は一腹頭数の少ない母犬に回してもよい。
- | | | | |
|------|----------|------|---|
| 成犬体重 | 10 kg 以下 | 一腹頭数 | 5 |
| | 10~25 kg | 〃 | 6 |
| | 25 kg 以上 | 〃 | 8 |
- (2) 試験期間 試験は発情前あるいは発情時から開始する。子犬が4週令に達したとき、離乳していなくても試験を終了する。
- (3) 給餌 製造バッチが異なっても同一処方フードを与えること。水を除いて、試験用フードが唯一の栄養源であること。自由摂取又はエネルギー要求に基づいて給餌する。試験の中断があった場合はその旨を記録する。中断は試験を無効にする場合もある。
- 水は自由に飲めること。
- (4) 測定項目 ①妊娠中の雌犬の毎日の食餌摂取量及び授乳中の母犬と子犬の食餌摂取量を測定し記録する。
- ②各母犬については、試験開始前、妊娠中は毎週、出産24時間以内、授乳4週目までは毎週、体重を測定し記録すること。
- ③出産時、1日目、4週目の一腹の子犬頭数を記録すること。
- 死産及び先天性異常も記録しなければならない。
- ④ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルブミンを試験終了時に測定する。
- ⑤全母犬について獣医による健康診断を試験開始時、終了時に実施すること。母犬の全体的な健康状態、体調、毛の艶の状態、及びコメントを記録すること。
- 子犬は、全数を生後72時間以内及び試験終了時に健康診断を実

施する。各子犬は全体的な健康状態、身体、被毛の状態を評価し、コメントを記録すること。

⑥使用した医薬品は記録し、使用理由も記録すること。

⑦供試雌犬の 25% を超えない範囲で、非栄養的理由、フード低摂取の理由で試験から除くことができる。理由は記録する。

フード低摂取の理由で試験から除くことができるのは、試験開始 2 週目までとする。除去するまでのデータは、最終評価には含ませないが、保存すること。

⑧試験中に死亡した雌犬、子犬は剖検し、記録する。

(6) 評価 ①雌犬あるいは子犬が栄養欠乏又は過剰の臨床的又は病理的症状を示した場合は試験不合格である。

②非栄養的理由又はフード低摂取の理由で除いた雌犬以外の供試犬については、試験は成功のうちに終了しなければならない。1 日令時の子犬の数の 80% が生存し、試験は首尾よく終了しなければならない。

③妊娠犬は妊娠期間中体重の増加があること。試験開始と終了時の平均体重変化 (%) は次のいずれかより少なくてはならない。

A. これまでに集積された平均体重変化より標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。標準誤差は群標準偏差を供試犬数の平方根で割って求める。

B. 対照区の平均体重変化から正規偏差値を差し引いた値。正規偏差値は試験区と対照区を併せて、2 つの区の平均の差の標準誤差の 2.62 倍と定義される。

④試験終了時、子犬の平均体重は次のいずれかより少なくてはならない。

A. これまでに集積された子犬の平均体重の 75%。

B. これまでに集積された子犬体重平均より標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。標準誤差は群標準偏差を供試犬数の平方根で割って求める。

⑤試験終了時、雌犬の平均体重は次のいずれかより少なくてはならない。

A. これまでに集積された平均体重の 80%。

B. これまでに集積された雌犬体重平均より標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。標準誤差は群標準偏差を供試犬数の平方根で割って求める。

⑥試験終了時、平均ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルブミン値は次のいずれかより少なくてはならない。

A. ヘモグロビン : 10.0 g/dℓ (個体として 8.0 g/dℓ)

ヘマトクリット: 30% (" 24%)

アルブミン : 2.4g/dℓ (" 2.2 g/dℓ)

B. これまでに集積された平均値より標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。

3. キャットフードが「総合栄養食」であることを証明するためのプロトコール

【A】 成猫期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール

- (1) 供試猫 最小限 8 頭の健康な成猫を用いる。
少なくとも 1 歳以上であり、試験開始時の体重が適正であること。
妊娠・授乳中の雌猫は除く。
- (2) 試験期間 この試験は、最小限 26 週間続けること。
- (3) 給餌 製造バッチが異なっても同一処方 of フードを与えること。水を除いて、試験用フードが唯一の栄養源でなければならない。自由摂取又はエネルギー要求に基づいて給餌する。給餌の中断は、その旨を明らかにしておくこと。給餌の中断は試験を無効とすることもあり得る。
- (4) 測定項目 ①毎日のフード摂取量を測定し、記録する。
②体重を、試験開始時、毎週、試験終了時に測定し記録する。
③ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルカリフォスファターゼ、血清アルブミン、血液中タウリンを試験終了時に測定し記録する。
④供試猫の身体検査を試験開始時と終了時に行う。各猫の全般的健康状態、身体、被毛の状態を評価し、コメントを記録すること。
⑤使用した医薬品は記録し、使用理由も記録すること。
⑥供試猫数の 25% を超えない範囲で、非栄養的理由又はフード低摂取の理由で試験から除くことができる。理由は記録する。
フード低摂取の理由で除くことができるのは、試験開始 2 週間までとする。除去するまでのデータは、最終評価には含ませないが、保存すること。
⑦試験期間中に死亡した猫は剖検し、記録する。
- (5) 評価 ①供試猫が栄養欠乏又は過剰の臨床的あるいは病的症状を示した場合は、試験不合格である。
②非栄養的理由又はフード低摂取の理由で除いた猫以外の供試猫は、試験を成功のうちに終了させなければならない。
③供試猫個体毎にみて試験終了時の体重が開始時体重の 15% 以上減少してはならない。平均体重は開始時に比較して終了時 10% 以上減少してはならない。
④試験終了時の平均ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血液中タウ

リン、血清アルブミンの値は次の値を下回らないこと。

ヘモグロビン : 10.0 g/dℓ (個体として 8 g/dℓ)

ヘマトクリット: 30% (" 24%)

タウリン : 300 nmol/mℓ

(" 200 nmol/mℓ)

アルブミン : 2.8 g/dℓ (" 2.4 g/dℓ)

⑤試験終了時の血清アルカリフォスファターゼ値が平均 100 IU/L 以上(個体として 200 IU/L 以上)でないこと。

(6) プロトコールの選択

成猫期/維持期又はメンテナンス用「総合栄養食」を証明するためのプロトコールの代わりに、発育試験又は妊娠・授乳試験のプロトコールを用いることもできる。

【B】 幼猫期/成長期又はグロース用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール

- (1) 供試猫 3腹から生まれた少なくとも8頭の子猫を用いる。子猫は9週令以内でありかつ離乳していること。試験開始前に子猫は獣医による健康診断に合格していること。各腹の子猫について雌雄同数が望ましいが、難しい場合は適切な修正を行う。
- (2) 試験期間 この試験は、最小限10週間続けること。
- (3) 給餌 製造バッチが異なっても同一処方フードを与えること。水を除く場合は、試験用フードが唯一の栄養源でなければならない。自由摂取又はエネルギー要求に基づいて給餌する。子猫は個体別にあるいはグループとして給餌される。
給餌の中断はその旨を明らかにしておくこと。給餌の中断は試験を無効とすることもあり得る。
- (4) 測定項目 ①毎日のフード摂取量を測定し記録する。
②体重を、試験開始時、毎週、試験終了時に測定し記録する。
③ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血清アルカリフォスファターゼ、血清アルブミン、血液中タウリンを試験終了時に測定し記録する。
④供試子猫の健康診断を試験開始時と終了時に行う。子猫の全般的健康状態、身体、被毛の状態を評価し、コメントを記録する。
⑤使用した医薬品は記録し、使用理由も記録すること。
⑥供試子猫数の25%を超えない範囲で、非栄養的理由又はフード低摂取の理由で除くことができる。理由は記録する。フード低摂取の理由で除くことができるのは、試験開始2週間までとする。除去するまでのデータは、最終評価には含ませないが、保存すること。
⑦試験期間中に死亡した子猫は剖検し、記録する。
- (5) 評価 ①供試子猫が栄養欠乏又は過剰の臨床的あるいは病理的症状を示した場合に試験不合格である。
②非栄養的理由又はフード低摂取の理由で除いた子猫以外の供試子猫は、試験を成功のうちに終了させなければならない。
③子猫の体重増加の平均値は次のいずれかを充足していること。
A. これまでに集積された子猫の体重増加の平均値の80%以上の発育をしていること。
B. これまでに集積された子猫の体重増加の標準誤差の2.33倍値以上のマイナスの開きがないこと。

④試験終了時の平均ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血液中タウリン、血清アルブミンの値は次の値を下回らないこと。

ヘモグロビン : 10.0 g/dℓ (個体として 8 g/dℓ)

ヘマトクリット: 29% (" 26%)

タウリン : 300 nmol/mℓ

(" 200 nmol/mℓ)

アルブミン : 2.7 g/dℓ (" 2.4 g/dℓ)

【C】 妊娠・授乳期用「総合栄養食」を証明するためのプロトコール

- (1) 供試猫 ①最小限8頭の妊娠雌猫を試験用に確保するため、試験前に十分な数の雌猫を準備する。
②雌猫は少なくとも、第2発情期にありかつ1歳令以上であること。
③供試猫は獣医による健康診断に合格していること。
④評価のための標準値を求めるには、最少30頭の雌猫での例が必要である。また試験対照区を設定する場合は、最少8頭の雌猫が必要である。
⑤一腹の子猫頭数が5頭を超える場合は、超過した子猫を試験から除外してもよい。また一腹の子猫頭数の少ない雌猫にまわしてもよい。
- (2) 試験期間 試験は発情の始まり又はその前から開始し、子猫が6週令になったとき、子猫が離乳していなくても、試験を終了する。
- (3) 給餌 製造バッチが異なっても同一処方フードを与えること。水を除いて、試験用フードが唯一の栄養源であること。自由摂取又はエネルギー要求に基づいて給餌する。試験の中断があった場合はその旨を記録する。中断は試験を無効にする場合もある。
水は自由に飲めること。
- (4) 測定項目 ①妊娠中の雌猫の毎日のフード摂取量、及び授乳中の母猫と子猫の食餌摂取量を測定し記録する。
②各母猫について、試験開始時、妊娠中は毎週、出産24時間以内、授乳中は毎週及び試験終了時に体重を測定し記録すること。
③出産時、1日目、試験終了時の一腹の子猫頭数を記録すること。死産及び先天性異常も記録しなければならない。
④母猫のヘモグロビン、ヘマトクリット値、血液中タウリン、血清アルブミンを試験終了時に測定すること。
⑤全母猫について獣医による健康診断を試験開始時、終了時に実施すること。母猫の全般的健康状態、身体、被毛の状態を評価し、コメントを記録すること。
⑥使用した医薬品は記録し、使用理由も記録すること。
⑦供試雌猫の25%を超えない範囲で、非栄養的理由、フード低摂取の理由で試験から除くことができる。理由は記録する。フード低摂取の理由で試験から除くことができるのは、試験開始2週間目までとする。除去するまでのデータは、最終評価には含ませない

いが、保存すること。

- (5) 評価
- ①母猫又は子猫が栄養欠乏あるいは過剰の臨床的又は病理的症状を示した場合は試験不合格である。
 - ②非栄養的理由又はフード低摂取の理由で除いた母猫以外の供試母猫は、試験を成功のうちに終了させなければならない。
 - ③雌猫は妊娠期間中体重の増加があること。妊娠猫の平均体重の変化(%)は次のいずれかより少なくてはならない。
 - A. 平均体重の変化がマイナス 10% (個体としてマイナス 15%)。
 - B. これまでに集積された平均体重変化より標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。標準誤差は群標準偏差を供試雌猫数の平方根で割って求める。
 - ④試験終了時の子猫の平均体重は次のいずれかより少なくてはならない。
 - A. これまでに集積された子猫の平均体重の 80%。
 - B. これまでに集積された平均体重変化より標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。標準誤差は群標準偏差を供試雌猫数の平方根で割って求める。
 - ⑤試験終了時の一腹の平均体重は次のいずれかより少なくてはならない。
 - A. これまでに集積された一腹の平均体重の 80%。
 - B. これまでに集積された一腹の平均体重変化より標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。標準誤差は群標準偏差を供試雌猫数の平方根で割って求める。
 - ⑥試験終了時の平均ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血液中タウリン、血清アルブミンの値は次の値を下回らないこと。
 - A. ヘモグロビン : 9.5 g/dl (個体として 8 g/dl)
ヘマトクリット: 29% (" 26%)
タウリン : 300 nmol/ml
(" 200 nmol/ml)
アルブミン : 2.7 g/dl (" 2.4 g/dl)
 - B. これまでに集積された測定値の標準誤差の 2.33 倍を差し引いた値。標準誤差は群標準偏差を供試雌猫数の平方根で割って求める。

【参考資料】

ヘモグロビン（血色素） 赤血球は、ヘモグロビンを含有するため淡黄色を呈し、酸素及び炭酸ガスを結合し重要なガス代謝を行う。
（酸素運搬能の指標とする）

ヘマトクリット値 全血液に対する赤血球の容量％を血液容積、即ちヘマトクリット値と称する。
一般に貧血の場合は、ヘマトクリット値が低下する。

二つの項目を測定することにより、体液の移動、循環血液の血液成分、酸素運搬能を観察できる。

別項ウ

ペットフード原材料及び添加物分類名・例示一覧表

(1) 原料

分類名	個別名	定義
穀類	とうもろこし（メイズ、コーン）、マイロ（グリーンソルガム）、小麦、大麦、玄米、エン麦（オート）等 小麦粉、パン粉、米粉、コーンフラワー、オートミール 等	全ての穀類の穀粒、挽き割り、穀粉及びその加工物
でん粉類	コーンスターチ、ポテトスターチ、タピオカ（キャッサバ）スターチ 等 さつまいも、馬鈴薯、こんにゃく 等	全ての種類のでん粉、及びいも類などのでん粉原料、多糖類原料
糟糠類	米糠、小麦ふすま、小麦胚芽、大麦糠、グルテンフィード 等	穀類の精白、製粉時の副生物、及びその加工物・製造粕類
糖類	砂糖、ぶどう糖（グルコース）、果糖（フラクトース）、異性化糖、オリゴ糖類、水飴、シロップ、糖蜜、蜂蜜 等	全ての種類の糖質、糖質高濃度含有物、及びその加工物
油脂類	動物性油脂〔牛脂（タロー）、豚脂（ラード）、鶏脂（チキンオイル）、魚油（フィッシュオイル）、バター、脂身 等〕 植物性油脂〔大豆油、ごま油、胚芽油、綿実油、パーム油、マーガリン 等〕 脂肪酸〔リノール酸、リノレン酸、高度不飽和脂肪酸 等〕	全ての動物及び植物から得られる油脂及び加工油脂、脂肪酸類
種実類	アーモンド、栗、ゴマ、落花生 等	全ての種類の植物の堅果、種子及びその破砕物
豆類	大豆、脱脂大豆、大豆ミール、きなこ、大豆粉（ソイフラワー）、おから、そら豆、小豆 等	全ての種類の豆又はその加工物、加工副生物
魚介類	まぐろ、かつお、あじ、いわし等の魚類、えび、かに、たこ、いか等の甲殻類及び軟体動物、ほたて、さざえ等の貝類。フィッシュミール（魚粉）及びフィッシュエキス 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある魚類、貝類、甲殻類、軟体動物及びその加工物、加工副生物

分類名	個別名	定義
肉類	牛(ビーフ)、豚(ポーク)、羊(マトン又はラム)、うさぎなどの畜肉及び獣肉、並びにその副生物および加工品。鶏(チキン)、七面鳥(ターキー)、うずらなどの鳥肉並びにその副生物および加工品。ミートミール、ミートボーンミール、チキンミール等の上記原料のレンダリング物 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある哺乳動物・家禽類等の生肉、肉体部分、並びに上記動物の体又は体の一部から生じる全ての副生物およびその加工物
卵類	鶏卵(全卵、乾燥全卵、卵黄・卵白)、あひる卵、うずら卵 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある鳥類の卵および加工物、加工副生物
乳類	全脂乳、脱脂乳及び全脂粉乳、脱脂粉乳、ホエー、チーズ、バター、クリーム 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある生乳、その加工物、加工副生物
野菜類	にんじん、キャベツ、グリーンピース、かぼちゃ 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある全ての種類の野菜およびその加工物
植物たん白エキス	大豆たん白、小麦たん白、グルテンミール 等	乾物当たり少なくとも50%の粗たん白質を含有する植物たん白濃縮物
果実類	アボカド、りんご、バナナ、パイナップル、パッションフルーツ 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある全ての種類の果実類およびその加工物
きのこ類	マッシュルーム、えのき、しいたけ、しめじ 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある全ての種類のきのこおよびその加工物
藻類	のり、こんぶ、わかめ、ひじき、クロレラ、スピルリナ、寒天、カラギーナン 等	新鮮な又は適正な方法により保存されてある藻類およびその加工物
その他	酵母、牧草、セルロース類、酸類 等	その他の原料

(2) 添加物

分 類	個 別 名	
ア. 用途名を併記する添加物		
用途名	甘味料	D-ソルビトール、ステビア抽出物等
	着色料	カラメル色素、食用赤色 3 号等
	保存料	ソルビン酸、ソルビン酸ナトリウム等
	増粘安定剤	カラギナン、グァーガム、増粘多糖類等
	酸化防止剤	ミックストコフェロール、ローズマリー抽出物等
	発色剤	亜硝酸ナトリウム等
イ. 添加物の個別名に代えて一括名で表示できる添加物		
一括名	イーストフード	
	かんすい	
	苦味料	
	酵素	α -アミラーゼ等
	光沢剤	
	香料	
	酸味料	クエン酸、コハク酸等
	調味料	L-グルタミン酸ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム等
	豆腐用凝固剤	
	乳化剤	グリセリン脂肪酸エステル、レシチン等
	pH 調整剤	DL-リンゴ酸、乳酸ナトリウム等
	膨脹剤	炭酸水素ナトリウム等
ウ. 栄養強化の目的の添加物		
ビタミン類	L-アスコルビン酸 (ビタミン C)、ビタミン E、ビタミン B ₁ 等	
ミネラル類	リン酸カルシウム、硫酸第一鉄等	
アミノ酸類	タウリン、DL-メチオニン等	
エ. その他の添加物	製造用剤等	

別項工

受付番号 _____

届出日 平成 年 月 日

ペットフード公正取引協議会 会長 殿

*ここは記入しないで下さい

「総合栄養食」※1 表示に関する届出書

『ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則』第4条第4項に基づき、下記の通り、当該商品に「総合栄養食」表示を記してあることを届出致します。

事業者名				
本社の所在地				
記入者名(所属部署)				
記入日		平成 年 月 日		
製品概要	種別	ドッグフード・キャットフード		
	商品名			
	タイプ別	ドライ・セミモイスト・ソフトドライ・ウェット		
	フレージャー			
概要	サイズ(内容量)※2	kg/ g		
	オリジナル・ファミリーの別※3	オリジナル製品・ファミリー *ファミリーの場合・オリジナルとなっている 製品名と受付番号 ()		
要	該当する成長段階	「妊娠期/授乳期」、「幼犬期・幼猫期/成長期」、「成犬期・成猫期/維持期」		
試験内容	方法	分析試験・給与試験		
	分析機関名(自社試験を含む)			
	実施時期	平成 年 月 日		
製品の評価基準		成分値	ファミリーの場合、オリジナル製品の成分値	
	水分含有量	%以下	%以下	
	栄養成分	粗たん白質	%以上	%以上
		粗脂肪	%以上	%以上
		粗灰分	%以下	%以下
粗繊維		%以下	%以下	
結果の保管場所※4				

【注】 太枠内のみ記入して下さい。また、届出が複数ある場合には、コピーしてお使いください。

※1 「総合栄養食」又はそれに類する文言を表示する商品は全て対象となります。1ファミリーに対し、届出書1枚としてご記入下さい。

※2 サイズの違いは同一ファミリーとして扱います。

※3 オリジナルは、今迄にない成分内容の総合栄養食製品の試験を行った場合。ファミリーは、既にある製品と同一成分範囲にあり、新規試験が省略される製品。ファミリーは、オリジナル製品と次の点が同一又は同等であること。

(イ) 変更の前後を通じて製品タイプが同一であること。

(ロ) 変更された原材料が変更前の製品に使われたものと同類のものであり、かつその製品が栄養及び消化吸収性において同等のものであること。

(ハ) 公正取引協議会が別途定める分析試験の結果、変更前のペットフードと変更後のペットフードの栄養組成が同等と認められるものであること。

※4 保管場所は、本社とは限りませんが、公正競争規約第11条に基づく調査等に際しては、遅滞なく提出できる
ところに保管する必要があります。 2000.4.1 00001